

受動喫煙症診断書の例

これらはいずれも診断書を書くだけで、会社・官庁側がただちに対策を取り、無事に問題が解決した3例です。

(例1)

病名 急性再発性受動喫煙症(受動喫煙症レベル III)、化学物質過敏症の疑い。
胸痛、喀痰、呼吸困難

上記の症状が受動喫煙を浴びるたびにおこり、受動喫煙のない環境では決して起こらない。平成18年に移動した時からこのような症状が起き、徐々に悪化している。

喫煙者の呼気中には20分間ほどタバコ煙が出ており、また喫煙に伴って衣服や髪の毛に付着したタバコ煙はゆっくりと蒸発してくる。

来社者用の灰皿は、外からタバコを吸いながら来る人を想定しているものと思われるが、これは撤去すべきである。

化学物質過敏症は徐々に悪化し、閾値が低くなっていくので、屋内の禁煙対策は早ければ早いほど良い。

上記の通り診断します。

(例2)

病名 急性再発性受動喫煙症(受動喫煙症レベル III)

自宅あるいは受動喫煙を浴びない環境にいると何も症状が出ないが、会社で同僚の吐く息のタバコ臭を嗅ぐと、息苦しくなり、口あるいは手足の先がしびれてくる。しびれはニコチンによる血管の収縮によるものが考えられる。

毎回このような症状が起きるので、受動喫煙症の蓋然性が非常に高い。このまま放置すると化学物質過敏症になると思われる。

まずおこなうべき対策は、屋内を完全禁煙とすること、また1回喫煙すると20分間ほどは呼気にタバコ煙が出てくるので、喫煙後は20分間入室を禁止することが必要だろう。これは産業医も把握しておくべきと考える。

上記の通り診断いたします。

(例 3)

病名 慢性再発性受動喫煙症 (受動喫煙症レベル IV)、化学物質過敏症
頭痛、嘔気、嘔吐、血圧上昇

2008 年ごろから慢性再発性受動喫煙症を発症した。会社内の喫煙室の近くに座り、タバコ臭による頭痛、嘔気、嘔吐、血圧上昇がタバコ臭のあるときに起こるようになった。自宅などタバコ臭の無いところではこの症状はまったく起こらない。繰り返しこの症状が起きた結果、わずかのタバコ臭、車の排気ガスにも反応するようになっていく。これは化学物質過敏症が発症していることを意味する。

まずは、会社内のタバコを吸う環境を無くす必要がある。どんなに喫煙室を隔離しても、20 分間は呼気中にタバコ煙が出るからで、これは PM2.5 等を測定すれば容易に証明できる。

また、空気清浄機はガス成分をばらまくだけの効果しか無く、かえって有害である。このことから、会社内では禁煙とするほか無い。

上記の通り診断いたします。